

IT導入補助金2022

サービス等生産性向上IT導入支援事業

RICOH
imagine. change.

株式会社中国事務機は IT導入支援事業者です!

最大
450万円
補助金交付!

※通常枠B類型の場合

サービス等生産性向上IT導入支援事業とは？

詳しくは <https://www.it-hojo.jp/>

■ 事業の目的

自社の強み・弱みを認識・分析し生産性向上のためプロセス改善と効率化に資するITツールを導入するための経費の一部を補助することを目的に創設されました。今年度インボイス制度への対応を見据え企業間取引のデジタル化を推進するITツールの導入に対して優先的に支援を行います

■ 補助対象者

中小企業および小規模事業者、個人事業主等
・飲食、宿泊、卸・小売、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等も対象

■ 事業内容

生産性の向上のため業務プロセスの改善と効率化および企業間取引のデジタル化を推進する、ITツールを導入するための経費の一部を補助

- 申請開始 : 2022年3月31日(木)
- 補助対象経費区分 : ソフトウェア費、導入関連費等
- 補助額 : 通常枠(A類型) 300,000円~1,499,999円
通常枠(B類型) 1,500,000円~4,500,000円
デジタル化基盤導入類型 50,000円~3,500,000円
(最大380万円) +
PC・タブレット購入費 100,000円まで
POSレジ・券売機 200,000円まで

例 A類型で総額 150万円のITツールを購入した場合
購入総額 150万円

1/2の75万円交付

実質 75万円

■ 公募期間

【通常枠(A・B類型)】

1次: 3月31日(木)~ 5月16日(月)17:00まで
2次: 1次締切後 ~ 6月13日(月)17:00まで

【デジタル化基盤導入類型】

1次: 3月31日(木)~ 4月20日(水)17:00まで
2次: 1次締切後 ~ 5月16日(月)17:00まで
3次: 2次締切後 ~ 5月30日(月)17:00まで
4次: 3次締切後 ~ 6月13日(月)17:00まで

申請の流れ

申請期間
通常枠: 1次
5月16日
デジタル枠: 2次
5月16日

交付決定日
通常枠: 1次
6月16日
デジタル枠: 2次
6月16日

通知受取後
速やかに
契約・納品

報告期限まで

補助金請求後
1ヶ月程度を
目安に交付

デジタル化基盤導入類型
2023年10月
通常枠(A・B類型)
2024年4月

交付申請の作成・提出

補助金申請は、IT導入支援事業者による「申請マイページ」招待、お客様による申請マイページの開設、財務情報、強み、弱み、課題の解決等を提出します。

交付決定の通知

ITツールの契約

ITツールの導入

事業実施報告の作成・提出

事業実施報告は、請求・支払がなされたことがわかる証拠が必要になります。
※請求書、支払証拠を、事務局に提出が必要です。

補助金の交付

お客様名義の口座に事務局に振込まれます。

事業実施効果報告

・デジタル化基盤導入類型
インボイス制度への対応状況。
・通常枠(A・B類型): ITツール導入後、3年間に3回生産性向上・賃上げ要件の状況を事務局に報告する必要があります。

通常枠1次締切
デジタル化基盤導入類型2次締切

5月16日(月)
17:00まで

IT導入補助金の申請は中国事務機まで
お早めにご相談ください!!

※条件によっては、補助金を申請できない場合があります。詳しくは営業担当まで

IT導入補助金2022 補助対象となるITツール

～ ITツールとは ～

①ソフトウェア、②オプション。③役務 ④ハードウェアの4つに分類され、経営力の向上・強化（売上アップ・業務効率化）、デジタル化の推進、インボイス対応等を実現します。



～ 補助対象について ～

事業類型		補助額		補助率	必要プロセス機能数	賃上げ目標	導入ツール要件 <small>※詳細は公募要領をご確認下さい</small>
通常枠	A類型	30万～150万円未満		1/2以内	1つ以上	加点	類型ごとのプロセス要件を満たすものであり労働生産性の向上に資するツール
	B類型	30万～450万円以下			4つ以上	必須	
デジタル化基盤導入枠	デジタル化基盤導入類型	ソフトウェア オプション 役務	5万～50万円以下	3/4以内	1機能	宣言することで 加点	会計、受発注、決済、ECの機能をもったITツールであること
			50万～350万円以下	2/3以内	2機能以上		
		PC・タブレット等	10万円以下	1/2以内	—		上記ソフトウェアを利用するためのハードウェアであること
		レジ券売機	20万円以下				

賃上げ目標：給与支給総額を年率平均1.5%以上増加、および事業所内最低賃金(事業所内で最も低い賃金)を地域別最低賃金+30以上の水準にする。

※本チラシに記載の内容は予告なく変更になる場合があります。あらかじめご了承ください。